八幡小学校いじめ防止基本方針

1　いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの定義（いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号））
第２条　この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等，当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめたり，いじめられたりすることは，人としての健全な成長を阻むことであるから，全教職員は，「いじめは人間として絶対に許されない，いじめを見過ごさない」という強い認識で日々の教育活動に取り組み，雰囲気を学校全体に広めていく。

2　いじめ防止等への対応

いじめ防止等については，平成２５年９月から施行されているいじめ防止対策推進法をもとに，国や県が示している対策の基本的な方向性や基本方針から，具体的な対応を取っていくようにする。

（１）いじめの禁止

第４条　児童等は，いじめを行ってはならない。 （いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号））

（２）求められる責務等

地方公共団体

いじめの防止等のための対策について国と協力しつつ，当該地域の状況に応じた施策を策定し，及び実施する責務を有する。

（いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第６条より）

学校の設置者

その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第７条より）

学校及び学校の教職員

児童等の保護者，地域住民，児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ，学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに，当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。

（いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第８条より）

保護者

（加害児童等）

児童の教育について第一義的責任を有するものであって，その保護する児童等がいじめを行うことがないよう，当該児童等に対し，規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

（被害児童等）

その保護する児童等がいじめを受けた場合には，適切に当該児童等をいじめから保護する。

国，地方公共団体，学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

（いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第９条より）

（３）いじめの早期発見

いじめは，いつ，どこで，誰の身に起きても不思議ではなく，被害者も加害者も大きく入れ替わることが考えられる。そのため，学校や家庭，地域が一体となって子供一人一人に寄り添い，かかわり，子供が発するサインを見逃さないことが大切である。

そこで，日常生活での気付きはもちろんのこと，以下の「具体的な取組」を組織的に継続して行うことでいじめの早期発見に努める。

具体的な取組	係・担当	内　　容
学校の取組の発信と情報の収集	管理職 養護教諭 学年担任	学校便り，ＰＴＡ活動 保健便り 週報，学級通信
生徒指導連絡会	生徒指導係 教育相談係	全職員での情報交換 心の教育推進委員会
「いじめ対策必携」の活用 人権研修会等の参加・活用	生徒指導係 人権教育係	生徒指導事例研修 人権教育研修
教育相談での児童の状況把握と情報発信・収集	教育相談係 学級担任	児童や保護者を対象とした教育相談（いじめ問題を考える週間や教育相談旬間等）
関係機関との連携（スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の周知・活用）	特別支援教育ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ 生徒指導係 教育相談係	学校カウンセリング事業 巡回相談（中種子養護学校） 学校裏サイト等のチェック・削除依頼
定期的なアンケート等による情報の収集と共通理解	生徒指導係 管理職 教育相談係	いじめ問題アンケート調査・集計・分析 学校評価アンケート

（４）いじめへの早期対応

いじめが確認された場合，学校は，いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を最優先し，家庭や教育委員会への報告・相談，状況に応じて関係機関との連携を図り，組織的に対応する。

ア　いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第２２条より）

学校は，いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

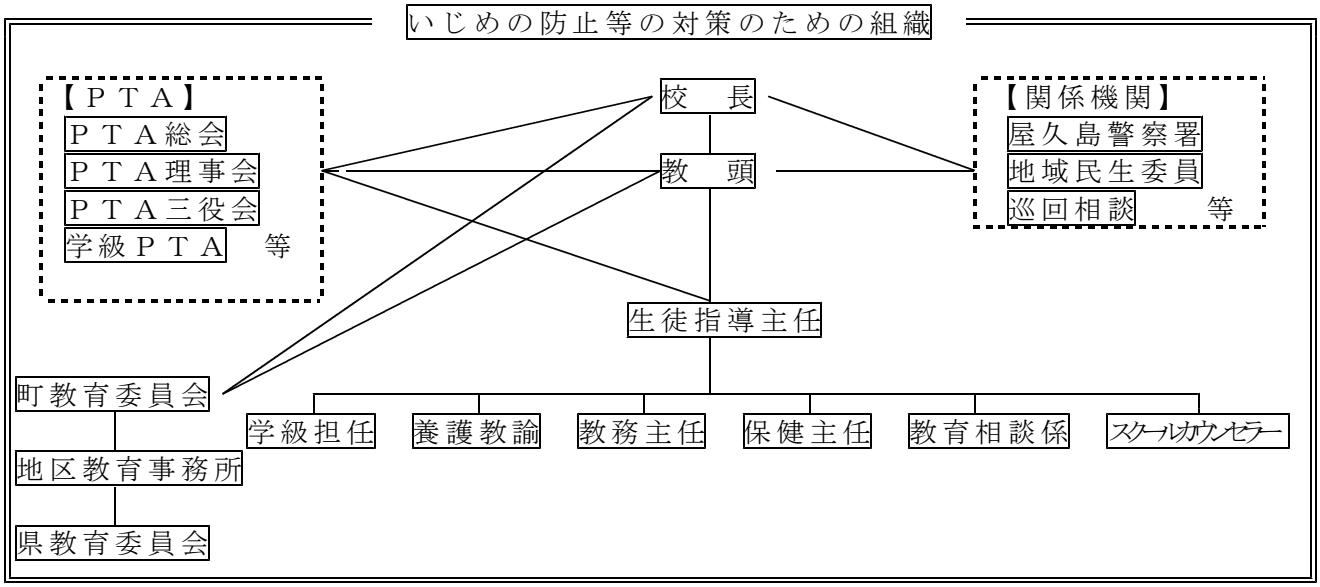

イ　いじめの防止等の対策のための措置

いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第２３条より）

学校は，速やかに当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第２８条より）

学校は，重大事態（いじめにより在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき）に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために，速やかに，組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

いじめの事実があると思われた場合は，以下のような流れでいじめの事実の有無を確認し，措置を講じていく。

①　いじめの事実の情報収集と状況確認

内　容…【時間と期間】いつ，いつ頃から，続いている期間
【加害児童・被害児童・目撃児童・傍観児童】
【場所】どこで
【内容】どんないじめ
【要因・背景】きっかけや人間関係

方　法　【アンケート】児童・保護者・ＰＴＡ・地域
【教育相談】児童・保護者
【会話・日記・連絡帳】児童・職員・保護者・ＰＴＡ・地域

※　客観的事実を整理し，間接的立場で情報収集・状況確認に努める。また，教育相談をする際には，可能な限り複数の職員で対応する。

②　いじめ対策委員会の設置と役割分担

いじめ対策委員

校長
教頭（外部窓口）…【アンケート】【会話】ＰＴＡ・地域
生徒指導主任（内部窓口）…【アンケート】児童・保護者
教育相談係…【教育相談】児童・保護者
養護教諭…【教育相談】児童・保護者，心身のケア
担任…【会話・日記・連絡帳】【教育相談】児童・保護者
その他必要に応じた専門家や関係者

③　対応方針や対応策の決定

いじめ対策委員会では，得られた情報や状況をもとに，以下の項目を確認・協議し，共通理解を図り，今後の対応方針や対応策を決定していく。

協議項目　○現在の状況と事実（緊急性等も含む）
○更なる調査の必要性と調査方法
○今後の対応方針や対応策の確認（指導方針や援助体制）
○対応する際の留意事項
○保護者・ＰＴＡ・地域への対応
○関係機関との連携

３　いじめ防止等の年間計画

月	いじめ防止等の取組
４月	○いじめ問題を考える週間
５月	○子供相談週間 ○心の教育推進委員会①
６月	○いじめアンケート調査　○学校裏サイト等のチェック・削除依頼 ○学校評価（児童・保護者）
７月	○学校評価（職員）　○インターネット利用状況調査（保護者） ○いじめアンケート調査と学校評価（児童・保護者・職員）結果の分析・対応
８月	○インターネット利用状況調査結果の分析
９月	○いじめ問題を考える週間（道徳授業参観の実施） ○子供相談週間 ○心の教育推進委員会②
10月	○教育相談（児童）
11月	○学校評価（児童・保護者）○教育相談旬間（保護者）
12月	○学校評価（職員） ○人権問題を考える週間（人権教室）
１月	○学校評価（児童・保護者）結果の分析・対応 ○心の教育推進委員会③
２月	○教育相談